

対面による点呼と同等の効果を有するものとして
国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示案について

1. 背景

自動車運送事業の輸送の安全確保のため、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）体系において、自動車運送事業者に対し原則として対面での運転者等への点呼を行うことを義務付けているが、発展する情報通信技術（ICT）を運行管理に活用すべく、令和 3 年 3 月に産官学の有識者で構成された運行管理高度化検討会（現：運行管理高度化ワーキンググループ）を設置し、運行管理の高度化に向けた議論を進めてきたところである。

今般、本ワーキンググループにおいて、ICT を活用した点呼に係る新たな要件がとりまとめられたことを踏まえ、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号。以下「点呼告示」という。）について、所要の改正を行う。

また、これまで ICT を活用した点呼の実施者として運行管理者又は補助者が想定されていたところ、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 23 号）により、貨物軽自動車運送事業者は、貨物軽自動車安全管理者の選任が義務付けられることとなったため、貨物軽自動車安全管理者も ICT を活用した点呼を実施できるよう、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 事業者間遠隔点呼の導入（点呼告示第 3 条から第 7 条関係）

自動車運送事業者においては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号。以下「輸送安全規則」という。）及び点呼告示の規定に基づき、同一事業者内において遠隔点呼の実施が可能となっている。今般、運行管理高度化ワーキンググループにおいて、事業者を跨いだ遠隔点呼を行う場合に必要な要件がとりまとめられたことを踏まえ、当該遠隔点呼を行う場合は道路運送法第 35 条第 1 項又は貨物自動車運送事業法第 29 条第 1 項の許可を受ける必要がある旨等を点呼告示に規定する。

(2) 業務前自動点呼の導入（点呼告示第 2 条、第 3 条、第 8 条、第 9 条（新設）、第 10 条及び第 11 条（新設）関係）

自動車運送事業者においては、運輸規則、輸送安全規則及び点呼告示の規定に基づき、業務後のみ自動点呼の実施が可能となっている。今般、運行管理高度化ワーキンググループにおいて、業務前に自動点呼を行う場合に必要な要件がとりまとめられたことを踏まえ、業務前自動点呼機器の機能要件や自動車運送事業者における遵守事項について点呼告示に規定する。

(3) 貨物軽自動車運送事業者における運行管理の高度化（点呼告示第 4 条等関係）

令和 6 年 5 月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が公布され、貨物軽自動車運送事業者においては、令和 7 年 4 月より、貨物軽自動車安全管理者の選任が必要となったところ、運行管理者及び補助者と同様に貨物軽自動車安全管理者も遠隔点呼や自動点呼の実施が可能となるよう所要の改正を行う。

(4) その他

上記のほか、表現の適正化等の所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和7年5月上旬

施行：公布の日